

広告物

33

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

28

広告物は、久屋大通のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。

屋外広告物は、都市景観を形成する重要な要素です。久屋大通の緑豊かでスケールの大きな空間を引き立て、落ち着いた街並みにしていくため、屋外広告物の設置は出来るだけ少なくするとともに、どうしても必要な広告物については、最小限の大きさで、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

29

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

30

広告物は、自家用広告物とする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

31

広告物は、久屋大通上空に突き出さないよう努める。

歩行者の視線をさえぎることがあり、街の景観に与える影響が大きいため、制限を設けています。

色彩など

32

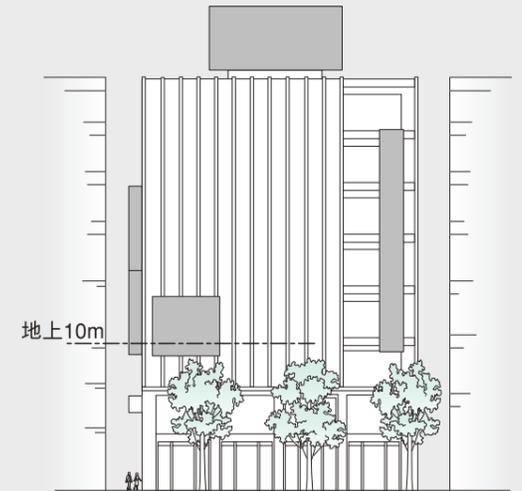
高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目処とします。高彩度色や蛍光色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

33

表示面の先端の高さを地上10m以上とする場合は、以下のとおりとする。
・彩度14を超える色は使用しない。
・表示面積の2/3以上は彩度10以下又は表示面積の3/4以上は彩度12以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



34

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストの一番強い色の組合せをいいます。コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

35

文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

広告物

照明など

36

点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

37

周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

屋上広告

38

建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。



39

広告物の高さは、建築物の高さの1/3以下とする。
また、広告物の横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

40

表示面に使用する色数は、地色を含め4色以下とする。

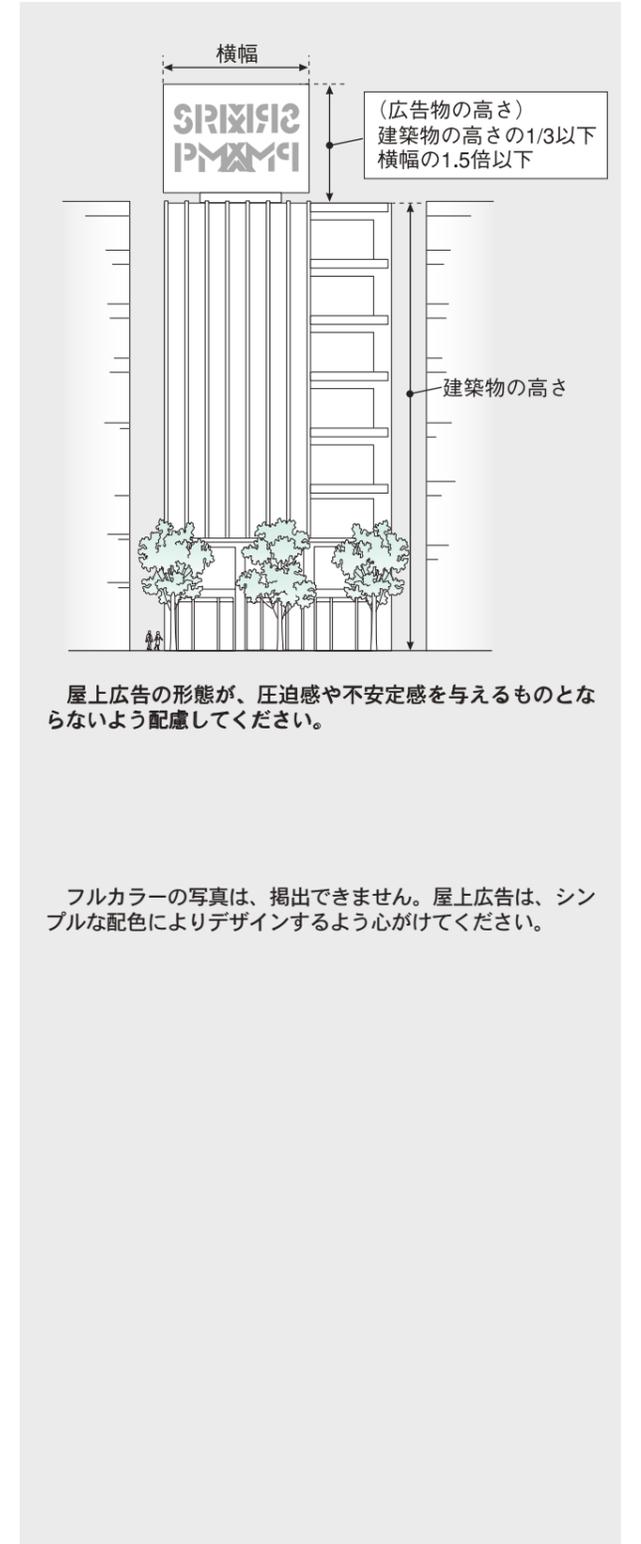
ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

41

骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

42

屋上広告塔の上部、屋根面に広告を表示しない。



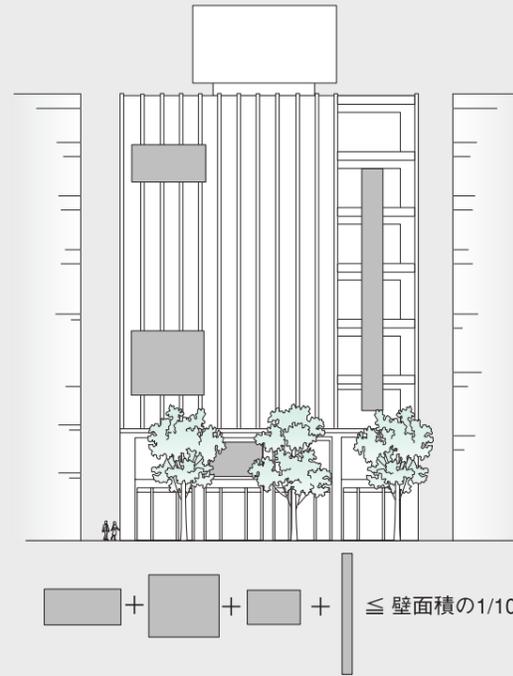
広告物

壁面広告

43

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。
壁面積とは、壁面の垂直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めます。



※屋上広告の表示面積は、壁面積には含まれません。
隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

突出広告 (久屋大通に面するものに限る)

44

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

45

下端の高さは、4.5m以上とする。
ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

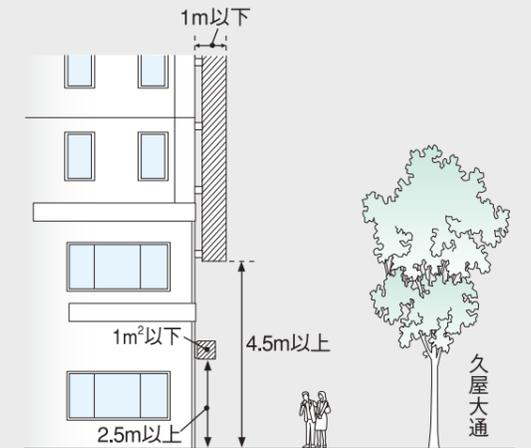
46

一壁面には、一列にまとめて設置する。
ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

47

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。
突出幅とは、取り付けの壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

広告物

地上広告

48

地上からの高さは、10m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は5m²以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

49

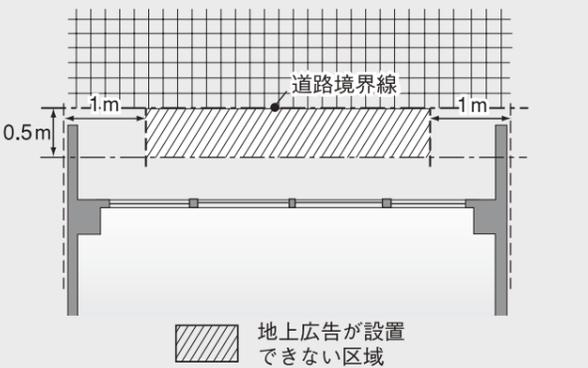
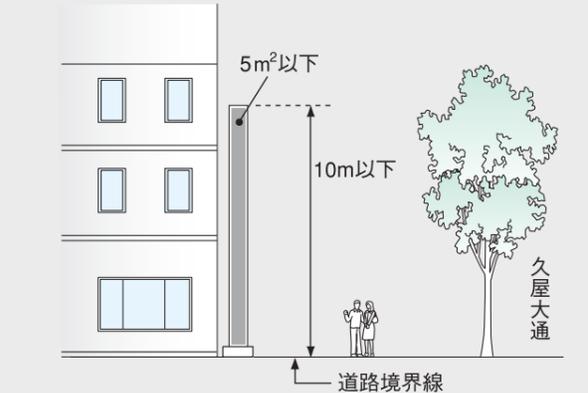
久屋大通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線）から0.5m以内の区域には設置しない。

ただし、隣地境界線から1m以内に設置するものについては、この限りでない。

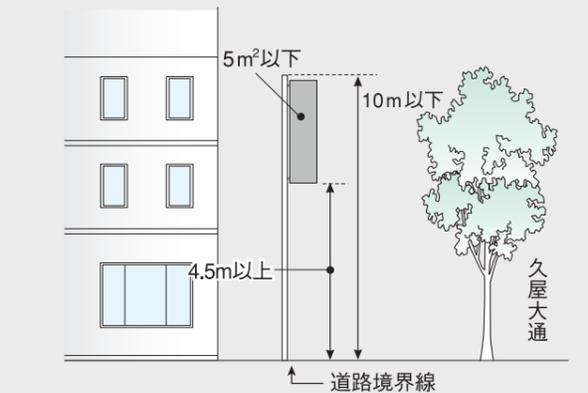
50

久屋大通上空に突き出すものは、下端の高さを4.5m以上とする。

地上広告とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。
地上広告は、周辺の街並みや建築物と調和したデザインとしてください。



一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



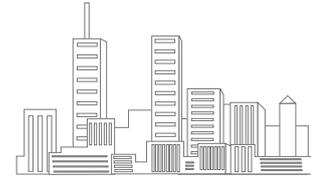
置き看板・広告旗など

51

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。





都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用

建築物

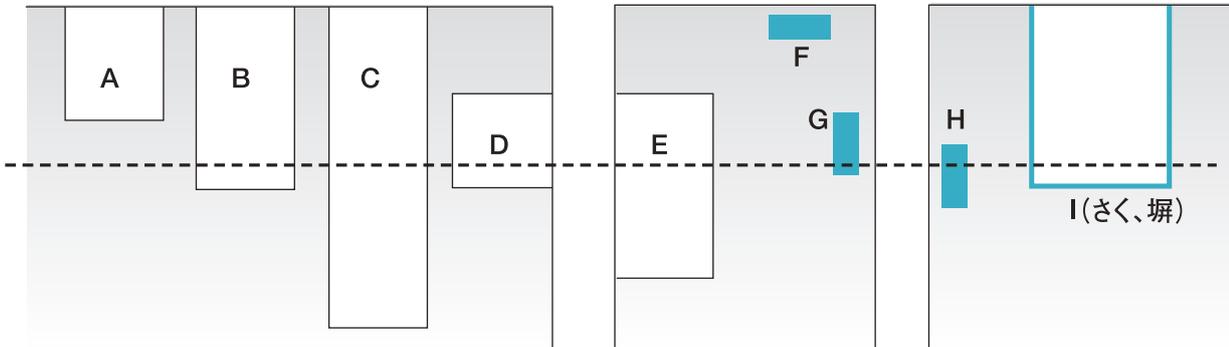
- ・敷地が主要道路（久屋大通）に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。
Eの場合 ……基準 を適用しません。

工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません
(ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。)

A B、C、D、E、F、H、I、K ……基準 を適用します。
B1、C1、G、J、L ……基準 を適用しません。

